

【教員経験を基にした特別支援学校教諭2種免許状の取得方法】 (別表第7による申請)

幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の普通免許状（基礎となる免許状。以下「基礎免許状」という。）を取得した後、教諭等として良好な成績で3年以上勤務した経験と所定の単位を修得することで、特別支援学校教諭2種免許状を取得する方法です。

➡ 次頁以降に、

- ①「知・肢・病」の3領域を希望する場合、②「視・聴」の2領域を希望する場合
 - ③「知・肢」の2領域を希望する場合、④「視・知・肢」の3領域を希望する場合
- の修得モデルを記載していますので参考にしてください。

特別支援教育に関する科目		領域等	左記の領域に含めるべき科目	必要最低単位数	
				「科目」（又は「領域」）ごとの必要最低単位数	「欄」ごとの必要最低単位数
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			/	1
第2欄	取得希望の特別支援教育領域に関する科目	視覚	心理、生理及び病理に関する科目	1	3
			教育課程及び指導法に関する科目	1	
		聴覚	心理、生理及び病理に関する科目	1	
			教育課程及び指導法に関する科目	1	
		知的	心理、生理及び病理に関する科目	1	
			教育課程及び指導法に関する科目	※左記2科目を含んで修得	
		肢体	心理、生理及び病理に関する科目	1	
			教育課程及び指導法に関する科目	※左記2科目を含んで修得	
		病弱	心理、生理及び病理に関する科目	1	
			教育課程及び指導法に関する科目	※左記2科目を含んで修得	
第3欄	重複LD等及び取得希望以外の全ての特別支援教育領域に関する科目	重複LD等	心理、生理及び病理に関する科目	/	2 ※全ての領域等について、「心理、生理及び病理に関する科目」及び「教育課程及び指導法に関する科目」の2科目を含んで修得
			教育課程及び指導法に関する科目		
		第2欄記載の5領域のうち、取得希望以外の全ての領域	心理、生理及び病理に関する科目		
			教育課程及び指導法に関する科目		

※第2欄の科目は、修得したい領域を「中心となる領域」として開設している授業・講習を修得してください。

※基礎免許状取得後の単位が有効です。なお、基礎免許取得後のものであれば、勤務期間が3年に満たない時期の単位であっても有効です。

【パターン①】：「知・肢・病」の3領域を希望する場合】

特別支援教育に関する科目	領域等	左記の領域に含む科目	例 1		例 2		必要最低単位数		
			中心	(含む)	中心	(含む)	「科目」(又は「領域」)ごとの必要最低単位数	「欄」ごとの必要最低単位数	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1		1			1	
第2欄	取得希望の特別支援教育領域に関する科目	視覚	心理、生理及び病理に関する科目					1	3
			教育課程及び指導法に関する科目					1	
		聴覚	心理、生理及び病理に関する科目					1	
			教育課程及び指導法に関する科目					1	
		知的	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1 ※左記2科目を含んで修得	
			教育課程及び指導法に関する科目						
		肢体	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1 ※左記2科目を含んで修得	
			教育課程及び指導法に関する科目						
		病弱	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1 ※左記2科目を含んで修得	
			教育課程及び指導法に関する科目						
第3欄	重複LD等及び取得希望以外の全ての特別支援教育領域に関する科目	重複LD等	心理、生理及び病理に関する科目	1				2	
			教育課程及び指導法に関する科目	+		1			
		視覚	心理、生理及び病理に関する科目		(1)	1	(1)		
			教育課程及び指導法に関する科目						
		聴覚	心理、生理及び病理に関する科目		(1)		(1)		
			教育課程及び指導法に関する科目						

※第2欄の科目は、修得したい領域を「中心となる領域」として開設している授業・講習を修得してください。

※基礎免許状取得後の単位が有効です。なお、基礎免許取得後のものであれば、勤務期間が3年に満たない時期の単位であっても有効です。

【パターン②：「視・聴」の2領域を希望する場合】

特別支援教育に関する科目		領域等	左記の領域に含む科目	例 1		例 2		必要最低単位数	
				中心	(含む)	中心	(含む)	「科目」(又は「領域」)ごとの必要最低単位数	「欄」ごとの必要最低単位数
第 1 欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1		2			1
第 2 欄	取得希望の特別支援教育領域に関する科目	視覚	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1	3
			教育課程及び指導法に関する科目	1		1		1	
		聴覚	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1	
			教育課程及び指導法に関する科目	1		1		1	
		知的	心理、生理及び病理に関する科目					1	
			教育課程及び指導法に関する科目					※左記 2 科目を	
		肢体	心理、生理及び病理に関する科目					「第 2 欄」としての必要最低単位数は、「3 単位」ですが、「視覚」又は「聴覚」の領域では、「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」をそれぞれ 1 単位以上修得する必要があります。 両科目を分けて開講している大学等で履修する必要があることから、この 2 領域を希望する場合には、必要最低単位数を超える単位数が必要となります。	
			教育課程及び指導法に関する科目						
病弱	心理、生理及び病理に関する科目					※左記 2 科目を			
	教育課程及び指導法に関する科目								
第 3 欄	重複 LD 等及び取得希望以外の全ての特別支援教育領域に関する科目	重複 LD 等	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		2	
			教育課程及び指導法に関する科目			+	1		
		知的	心理、生理及び病理に関する科目		(1)		(1)		
			教育課程及び指導法に関する科目				(1)		
		肢体	心理、生理及び病理に関する科目	1	(1)		(1)		
			教育課程及び指導法に関する科目				(1)		
		病弱	心理、生理及び病理に関する科目		(1)		(1)		
			教育課程及び指導法に関する科目				(1)		

※第 2 欄の科目は、修得したい領域を「中心となる領域」として開設している授業・講習を修得してください。

※基礎免許状取得後の単位が有効です。なお、基礎免許取得後のものであれば、勤務期間が 3 年に満たない時期の単位であっても有効です。

【パターン③】：「知・肢」の2領域を希望する場合】

特別支援教育に関する科目	領域等	左記の領域に含む科目	例 1		例 2		必要最低単位数			
			中心	(含む)	中心	(含む)	「科目」(又は「領域」)ごとの必要最低単位数	「欄」ごとの必要最低単位数		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2		1		1	1		
第2欄	取得希望の特別支援教育領域に関する科目	視覚	心理、生理及び病理に関する科目					1	3	
			教育課程及び指導法に関する科目					1		
		聴覚	心理、生理及び病理に関する科目					1		
			教育課程及び指導法に関する科目					1		
		知的	心理、生理及び病理に関する科目	2		1		1		※左記2科目を含んで修得
			教育課程及び指導法に関する科目							
		肢体	心理、生理及び病理に関する科目	2		2		1		※左記2科目を含んで修得
			教育課程及び指導法に関する科目							
病弱	心理、生理及び病理に関する科目					1	※左記2科目を含んで修得			
	教育課程及び指導法に関する科目									
第3欄	重複LD等及び取得希望以外の全ての特別支援教育領域に関する科目	重複LD等	心理、生理及び病理に関する科目	2		1		2		
			教育課程及び指導法に関する科目							
		視覚	心理、生理及び病理に関する科目		(1)		(1)			
			教育課程及び指導法に関する科目							
		聴覚	心理、生理及び病理に関する科目		(1)		(1)			
			教育課程及び指導法に関する科目							
		病弱	心理、生理及び病理に関する科目		(1)		(1)			
			教育課程及び指導法に関する科目							

「重複・LD等領域」が「中心となる領域」である講習等の「含まれる領域」として修得しても差し支えありません。
 ※ 全ての領域について「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」、両方を含んでいるかに注意してください。

※第2欄の科目は、修得したい領域を「中心となる領域」として開設している授業・講習を修得してください。

※基礎免許状取得後の単位が有効です。なお、基礎免許取得後のものであれば、勤務期間が3年に満たない時期の単位であっても有効です。

【パターン④】：「視・知・肢」の3領域を希望する場合】

特別支援教育に関する科目	領域等	左記の領域に含む科目	例 1		例 2		必要最低単位数	
			中心	(含む)	中心	(含む)	「科目」(又は「領域」)ごとの必要最低単位数	「欄」ごとの必要最低単位数
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目			1		1		1	1
第2欄 取得希望の特別支援教育領域に関する科目	視覚	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1	3
		教育課程及び指導法に関する科目	1		1		1	
	聴覚	心理、生理及び病理に関する科目					1	
		教育課程及び指導法に関する科目					1	
	知的	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1 ※左記2科目を含んで修得	
		教育課程及び指導法に関する科目					1 ※左記2科目を含んで修得	
	肢体	心理、生理及び病理に関する科目	1		1		1 ※左記2科目を含んで修得	
		教育課程及び指導法に関する科目					1 ※左記2科目を含んで修得	
	病弱	心理、生理及び病理に関する科目					1 ※左記2科目を含んで修得	
		教育課程及び指導法に関する科目					1 ※左記2科目を含んで修得	
第3欄 重複LD等及び取得希望以外の全ての特別支援教育領域に関する科目	重複LD等	心理、生理及び病理に関する科目	2		1	「重複・LD等領域」が「中心となる領域」である講習等の「含まれる領域」として修得しても差し支えありません。 ※ 全ての領域について「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」、両方を含んでいるかに注意してください。	2	
		教育課程及び指導法に関する科目						
	聴覚	心理、生理及び病理に関する科目	(1)		(1)			
		教育課程及び指導法に関する科目		1	(1)			
	病弱	心理、生理及び病理に関する科目	(1)		(1)			
		教育課程及び指導法に関する科目			(1)			

※第2欄の科目は、修得したい領域を「中心となる領域」として開設している授業・講習を修得してください。

※基礎免許状取得後の単位が有効です。なお、基礎免許取得後のものであれば、勤務期間が3年に満たない時期の単位であっても有効です。